

合壹段大者在桑村本郡恒光名内二耶太

右件田地者越智氏女あかせが重代相傳爲田地間依有要用買人觀念寺長老仁永放手所奉沽却

明白實也略中

延文元年十月十五日

越智氏女あかせ花押

僧尼名

〔日本書紀二十一〕三年是歲度尼大伴狹手彦連女善德狛夫人新羅媛善妙百濟媛妙光中善光等、鞍部司馬達等子多須奈同時出家名曰德齊法師、

〔續日本紀九元正〕養老七年二月丁酉勅僧滿誓俗名從四位上於筑紫令造觀世音寺、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年十月庚午大尼法戒准從三位賜封戶大尼法均准從四位下、

〔明匠略傳日本上〕弘法大師

一大師諱空海漢號金剛遍昭梵曰縛日羅駄都饒日本越號五筆和尚授賜大僧正追諡弘法大師中

略 俗姓佐伯氏母夢見從天竺聖人來入我懷中姪經十二月生仍號貴物

〔僧綱補任抄出上〕嘉祥二年己巳

今年三月廿八日左近少將良峯宗貞出家三十遍昭僧正也

〔法然上人行狀畫圖三〕久安六年九月十二日生年十八歲にして西塔黒谷の慈眼房叡空の廬にい

たりぬ略中まことにこれ法然道理のひじりなりと隨喜して法然房と號し實名は源光の上の

字と叡空の下の字をとりて源空とぞつけられける

〔法然上人行狀畫圖二十八〕爲守ふかく上人の勸化を信じ偏に極樂の往生をねがひて二心なく

念佛しけるがおなじくは出家の本意をとげばやと思けるに關東の免許なかりければ在俗の

形ながら法名をつき戒をうけ袈裟をたもつべきよし上人にのぞみ申入れればその志を哀み

て中尊願といふ法名をくだされにけり